

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：岐阜県

令和8年7月31日公表

I 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度 (令和8年4月1日現在)
管理的地位にある職員	23.1%

【説明欄】

- ・管理的地位にある職員に占める女性職員の割合は、令和2年4月1日現在比で4.5ポイント増加した。(令和2年4月1日現在〔計画策定時〕：18.6%)
- ・なお、本指標は、知事部局等職員（教育委員会事務職員含む）を対象としている。

II 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度 (令和8年4月1日現在)
本庁部局長・次長相当職	10.0%
本庁課長相当職	24.8%
本庁課長補佐相当職	30.3%
本庁係長相当職	—

【説明欄】

- ・本庁部局長・次長相当職に占める女性職員の割合は、令和2年4月1日現在比で2.1ポイント増加した。(令和2年4月1日現在〔計画策定時〕：7.9%)
- ・本庁課長相当職に占める女性職員の割合は、同4.9ポイント増加した。(令和2年4月1日現在〔計画策定時〕：19.9%)
- ・本庁課長補佐相当職は、同6.6ポイント増加した。(令和2年4月1日現在〔計画策定時〕：23.7%)
- ・なお、本指標は、知事部局等職員（教育委員会事務職員含む）を対象としている。
- ・また、係長と課長補佐は同位の職位であるため、いずれも「本庁課長補佐相当職」に計上している。

III 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度 (令和8年4月1日採用)
採用した職員	54.8%

【説明欄】

- ・採用した職員に占める女性職員の割合は、前年度比で0.5ポイント増加した。(令和7年4月1日採用：54.3%)

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	101.9%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	2.8%	0%	—	0%
1週間以上2週間未満	2.8%	0%	—	0%
2週間以上1月以下	20.6%	0%	—	0%
1月超3月以下	26.2%	0%	—	16.7%
3月超6月以下	21.5%	3.3%	—	50.0%
6月超9月以下	7.5%	3.3%	—	33.3%
9月超12月以下	16.8%	21.3%	—	0%
12月超24月以下	1.9%	36.1%	—	0%
24月超	0%	36.1%	—	—

【説明欄】

- ・常勤職員（男性）の育児休業取得期間は、「1月超3月以下」が26.2%と最も高くなった。
- ・常勤職員（女性）の育児休業取得期間は、「12月超24月以下」及び「24月超」がそれぞれ36.1%と最も高くなった。
- ・なお、会計年度任用職員（男性）は対象者なし。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	16.8時間／月
内部部局等以外	9.8時間／月

【説明欄】

- ・内部部局等は、前年度比で3.2時間／月減少した。（令和6年度：20.0時間／月）
- ・内部部局等以外は、前年度同値となった。

VI 職員の年次休暇の状況

区分	令和7年
平均取得日数	13.9日

【説明欄】

- ・年次休暇の平均取得日数は、前年比で0.2日増加した。（令和6年：13.7日）
- ・なお、年次休暇は1月1日から12月31日までの1年間で集計したものである。